



輯編部報情閣内

周報

號六十五第

日十月一十年二十和昭

○軍艦旗閥北に耀く (海軍省軍事普及部)	○時局と國民精神作興 (文務部)	○國債の郵便局賣出し (大藏省理財局)
○山西の大勢決す (陸軍省新聞班)	○朝鮮同胞の赤誠 (朝鮮總督府)	○時局と防諜 (內務省)

(本書の大さは決定規範を基づく)

愛國行進曲當選歌詞發表

週報

昭和十二年十一月三日印刷發行

編輯者 内閣情報報部	發行者 内閣印刷局	東京市麹町區永田町 内閣總理大臣官舎内
内閣印刷局	内閣印刷局	東京市麹町區大手町

東 大 山

東大山

所	申	定	價
内閣印刷局	一部	一ヶ年(前金)	五 圓四十錢
内閣總理大臣官舎内	一部	一ヶ年(前金)	五 圓四十錢
東京市麹町區永田町	一部	(外國郵便に依る地)	要不料送
東京市麹町區大手町	一部	(坡は三四四上錢)	
内閣	内閣	内閣	内閣
發行者	編輯者	編輯者	編輯者
東京市麹町區大手町	東京市麹町區永田町	東京市麹町區永田町	東京市麹町區永田町

週報

昭和十二年十一月三日印刷發行

第五十五號

日本書の大きさは國定規格並行

五錢

輯編部報情閣內

報週

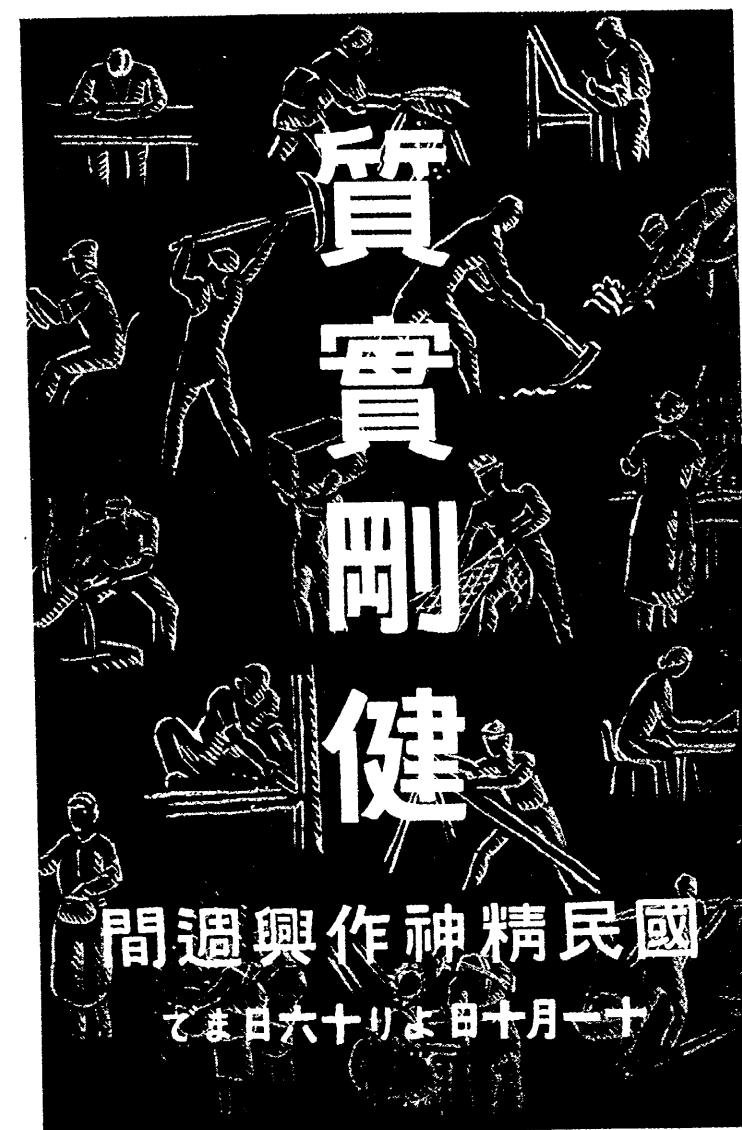
號六十五第

日十月一十年二十和昭

- 時局と國民精神作興 (文部省)
- 國債の郵便局賣出し (大藏省理財局)
- 朝鮮同胞の赤誠 (朝鮮總督府)
- 山西の大勢決す (陸軍省新聞班)
- 軍艦旗開北に耀く (海軍省海軍軍事普及部)

愛國行進曲當選歌詞發表

露光量違いにより重複撮影



週報 第五十六號

愛國行進曲當選歌詞發表

內閣情報部(一)

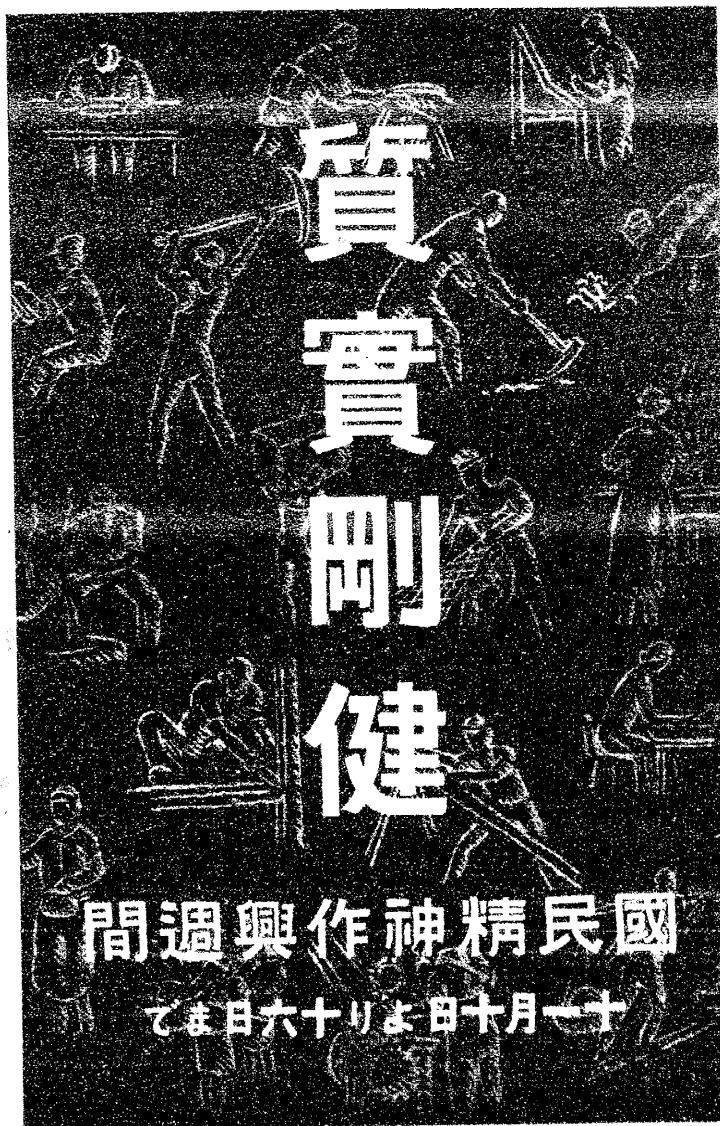
時局と國民精神作興 文部省(四)
時局と防諜 内務省(七)

國債の郵便局賣出し 大藏省理財局(三八)
朝鮮同胞の赤誠 朝鮮總督府(三二)

山西の大勢決す 陸軍省督聞班(三九)
軍艦旗開北に耀く 海軍省海軍事務普及部(三八)

最近公私の方令(一) 内閣官房總務課(四五)

露光量違いにより重複撮影



週報 第五十六號

愛國行進曲當選歌詞發表……內閣情報部……(一)

時局と國民精神作興……文部省……(四)
時局と防諜……內務省……(七)

國債の郵便局賣出し……大藏省理財局……(四)
朝鮮同胞の赤誠……朝鮮總督府……(二)

戰況
山西の大勢決す……陸軍省新聞班……(三〇)
軍艦旗開北に耀く……海軍省海軍軍事普及部……(三八)

○最近公布の法令……
内閣官房總務課……(四五)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

△週報最近發行掲載內容△

- 第五十號
▽皇后尊の御祖を拜して
▽時局と憲法の精神
▽北支平野の戰役
▽地中海の潜水艦問題とニヨン會議の經緯
▽制空權我に歸す
▽情報委員會から内閣情報部
▽農山漁村に於ける勤勞奉仕
▽貿易組合法その他
▽保定滻州の陥落と上海戰
▽海軍の作戦進む
▽日進修好五十年の回顧
▽第五十二號
▽神符祭に就て
▽消費節約の目標
▽資源愛護の獎め
▽國際貿易の適合と國民の協力
▽皇威山西山東に振る
▽淞滬沿線に進出
▽第五十三號
▽軍艦族
▽賊賊江南の天地を震憾す
▽關北の堅陣を抜く
▽人造石油製造事業法及帝國燃料興業株式會社法
▽赤化する新疆
▽第五十五號
▽本志より總編の署名は「週報」
により旨を明記し且内閣情報部別冊三編付せられたし
本誌の掲載項に對する希望其の他編輯に關しての意見は
進んで内閣情報部に申出され
たし

愛國行進曲（一等當選歌）

一	二	三
見よ 東海の 空明けて	旭日 高く輝けは	起て 一系の 大君を
天地の正氣 潛刺と	光と 永久に戴きて	臣民我等皆共に
希望は躍る 大八洲	御権威に副はむ 大使命	斷乎と守れ その正義
我が日本の 誇なれ	往け 八紘を 宇となし	進まん道は 一つのみ
		あ、 悠遠の 神代より
		轍く歩調 うけつぎて
		大行進の 往く彼方
		皇國つねに 禮あれ

愛國行進曲懸賞募集

當選歌詞發表に就て

内閣情報部

去る九月二十五日内閣情報部に於て汎く國民より愛國行進曲の歌詞を懸賞募集することを發表して以來、全國から應募された原稿は日々に其の數を増し、締切日間近には一千首から一萬首に達する有様で、結局五萬七千五百餘首と云ふ數字を示すに至つた。此の六萬に近い應募者を地理的に區別すると、本土はもとより朝鮮、臺灣、樺太から滿洲に及び、更に海外の同胞がブラジル、桑港、ハワイ等から遙々稿を寄せ、又支那各地や海上で日夜戰中の我が忠勇なる將兵が僅かの暇の中を國を愛する熱情から應募されたものもある。殊に半島の同胞が非常に多數日本精神の溢れた歌を寄せられ、其の中には仲々立派な歌のあつたことは特筆に値する。

ある。盲人が點字に依つて何篇か應募されてゐることも目を惹いた。此等全國民の熱誠こめた應募歌詞を各審査員に於て慎重厳重なる審査を重ねた結果、遂に左記の如く當選者を決定し、規定に依り大々内閣總理大臣賞を授與せられたことになつた。

審査に當つて特に強く感ぜられたことは、總ての歌が眞に國を愛するの赤誠と、日本精神の體現から作られてゐることをありと認めることが出來たことである。

更に之等を府縣別にして統計をとつて見ると、何と云つても東京府の一萬三千餘首が群を抜いて多く、大阪府の約四千八百、神奈川縣の二千五百、愛知、兵庫、京都の約二千が之に續き、以下福岡、靜岡、北海道、廣島、新潟が千首以上になつてゐる。最も少い方で、青森縣が二百四十首、沖縄縣が二十一首出でる。更に此の府縣別の應募歌詞數を夫々各府縣の人口に付て一万人口當りの割合を調べて見ると、やはり東京の一萬人に付き二十首が特に多く、神奈川の十三、京都の十二、大阪の十と云ふ順序になり、續いて七首以上出でる府縣は静岡、山口、愛知、兵庫、群馬、和歌山等がある。

又應募者の職業を見ると、驚くべきほど多方面に亘つてゐることが窺はれる。最も多いのは小中學校の男女教員であり、高等學校教授なども交つてゐる。詩歌、文學の専門家らしいものも相當數見られた。各種の會社員、職工、更に農村人にもかなりの應募が見られ、中には事務所の用紙に書き記した婦護士の作も見えてゐる。各種の職業婦人の作もあれば、知名の高僧のも

愛國行進曲募集中歌詞當選者
一等　鳥取縣西伯郡境町入船町六七　森川幸雄
二等　大連市回春街八七　湯下誠一郎
三等　山口縣柳井町後地　川野道明

時局と國民精神作興

文 部 省

號六十五 第報週

國民精神作興に關する詔書が渙發せられましてから本年は滿十四年に相當しますが、時恰も支那事變の勃發を見、國民一致協力して時艱の克服に邁進しつゝある秋に際會して居りますので、この際國民精神を大いに作興すべきことが特に緊要のこととせられるのであります。今この詔書に就て謹んで拜察し奉ります。

に、先づ、
國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
と仰せられ、國家興隆の根本は國民精神の剛健に在ることを暗示し給ひ、當時我が國民の間に崩しました不健全なる思想を排し、大いに國民精神を作興すべきことをお諭しになつてあります。而して 大正天皇には、明治天皇の教育に大御心を留めさせ給へることを御遺訓に記されまして、

國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇帝ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ
と仰せられてありますが、是は教育に關する勅語を指示し給うたものと拜察せられます。次に、後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ

と仰せられてありますのは、戊申詔書の聖諭を指示し給うたものであります。この二大詔勅を以て、

是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ

と仰せられ、明治天皇の宏大な思召を昭示し給うたの

であります。教育に關する勅語の渙發せられました當時の我國は未だ國力も充實して居らなかつた爲、他の國々からは東洋の一獨立國といふ程度にしか認められて居らなか

つたのであります。其の後國民精神は益々涵養振作せられ、著々として國家が興隆しまして明治二十七八年の日清戰役に於て東洋の強大國支那を破りました結果、一躍して日本は東洋の一大勢力となり、次いで明治三十七八年日露戰役に於て世界の強國たる露西亞に打ち勝ちましてから、日本は遂に世界列強の中に不動の地位を獲得したのであります。然るに戦後國民の精神が漸く緊張を缺くに至りましたので、明治天皇は明治四十一年十月十三日に戊申詔書を渙發せられ、忠實勤儉を勸め信義を教へ自彊息まさるべきことを諭し給うたのであります。そこで國民は聖旨を奉體して深く戒慎し、奮勵努力して参りましたので、

爾來趙同一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ、
と仰せられたのであります。其の後幾許もなくして、明治天皇崩御あらせられ、大正天皇御即位あらせられましたが、大正天皇には御即位の勅諭に於ても、
皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謀ヲ定メ祖訓ヲ紹述シア不磨ノ大典ヲ布キ皇圖ヲ恢弘シテ瞻古ノ偉業ヲ樹ツ聖德四表ニ光被シ仁澤遐邇ニ霑洽スと仰せられまして、明治天皇の御盛德を讃へさせ給ひ

この御遺訓を承け繼いで専ら政事に大御心を注がせ給うたのであります。大正十二年九月一日關東大震災が起りますや、天皇には同年九月十一日詔書を下し給ひ、
朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ卽民ノ心愈切ニ寢食爲ニ安カラス
と仰せられ、深く御心痛遊ばされましたことは洵に恐懼に堪へない次第であります。
明治から大正の御代にかけて我國の學問技術は益々開け、人々の知識は日々に進んで來ましたが、他方に於ては歐洲大戰の影響を受けた經濟界の變調に促され、人々の心が浮薄になり華美を好み、放縱に流れようとする風が次第に國民の間に現れはじめ、又國情と相容れない外來思想と相俟つて、輕はずみな不穩過激な氣風を生じて來たのであります。天皇にはこの弊風を深く憂ひ給ひ、
と仰せられたのであります。かやうな時弊の生じまし、た上に關東大震災が起り有形無形の莫大なる損害を蒙りましたので、天皇には深く大御心を惱まし給うた

トヲ恐ル
今ニ及ヒテ時弊を革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコ

のであります。而してこの復興の原動力ともなるべきものは、結局剛健なる國民精神であるといふことを昭示し給ひ、この精神を振起することが何よりも緊要であるとせられ、

是レ實ニ上下協調振作更張ノ時ナリ

と仰せられ舉國一致、國民精神を振作更張して艱難を克服し國運の發展を圖るべきことを諭し給うたのであります。而してこの振作更張する道は、明治天皇の下に賜ばつた詔勅を遵奉して其の實際の効果を擧げるより外はないと仰せられたのであります。即ち、

宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨

キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ

親和ヲ致シ公徳ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制

ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入

リテハ恭儉勤勉誠業ニ服シ産ヲ治メ出アヘ一己ノ利

害ニ偏セシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆

ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ

と仰せられてゐるのであります。斯く諭々と昭示し給ひまして最後に、天皇は深く臣民の協調に信頼せられ日本の國の基礎を愈々堅固にして、皇祖皇帝より

承け継ぎ給へる國家興隆の大業を益々恢弘せられんことを念じ給ひ、又臣民に對してよく聖旨を奉體して國民精神の剛健に勉むべきことを仰せられて居るのであります。

今や支那事變の擴大に依り國を擧げての非常時局に直面し、國民一致協力して時難を突破する爲國民精神總動員の運動を起し著々その實績を擧げつゝあります。即ちとの運動の眼目と申すべきものは、尊嚴にして萬邦無比なる我が國體の精華を顯現し彌日本精神を發揚することでありまして、この國民精神作興に關する詔書の御趣旨を奉體して之を實踐することに外ならぬのであります。即ちとの運動の目標は舉國一致盡忠報國堅忍持久の精神を益々振起し社會の風潮を一新して質實剛健の精神を涵養し、既に輕佻浮薄を戒めで道義に基く生活をなし、勤儉力行各其の業務に精勤し、小我を捨てゝ大我に就くの精神を體現するに努むると共に銃後の後援を更に強化持續し一方勤勞報國、資源の愛護等に努め以て皇軍の武威を發揚するに遺憾なきを期するに在るのであります。我々國民は今日更に覺悟を新にし、此の詔書の御趣旨を奉體して國民精神の作興に努め以て皇運を扶翼し奉らんことを期せねばなりません。

時局と防諜

内務省

一 防諜とは

防諜とは對諜防衛又は諜者防止の略稱であつて、取締の方面からは外諜取締と云はれる。其の目的とする所は外國の諜報活動に對し國家を防衛するにあるのであつて、平戦兩時を通じて國防上實に重大なる事項であることは云ふ迄もない。

往時に於ける諜報活動は單に現實の武力戰争遂行の手段として行はれた爲め其の活動の時期は主として戰時であり、其の諜報の範圍は軍事機密の探知收集に限られ、其の手段は密偵使用に依る諜密内偵であつたから之に對する防諜は概ね軍及取締官憲の手に依つて行はれて居た。

然るに近代に於ける戦争は所謂國力戦となつて來た爲諜報活動の時期は戦時は勿論平時に於ても盛に行はれ、其の諜報の範圍は國家生活の全般に亘り非常に

擴大せられ、其の手段も亦異常なる發達を遂ぐるに至つたので之に對する防諜は舉國一致して當らなければならなくなつた。

言ひ換へれば現在及將來に於ける防諜は國力戦に対する總動員的國防である。即ち近代に於ける戦争は單なる兵力のみによる武力戰から科學戰、思想戰へ、更に國家資源の全能力を擧げての國力戦へと發展したのである。故に今日の戦争に於ては兵力の充實及科學的軍事裝備は固より、之を補充し之を整備する軍需品の充足、一般國民生活の安定、國內治安維持、財政金融の確保、國民精神の振作等國家の一切の人的及物的資源の全知全能を綜合發揮して之に當らなければ戦争終局の目的を達成することが出來ない。

の實績如何に依つて戰の前半は決定せられる今まで云はれる。之が爲世界列強に於ては何れも外國に諜報機關を派遣して平素から其の國に對する之等作戰資料又は國力判定資料となるべき各般の事項に就ての諜報員蒐集に非常なる努力を拂つて居るのである。殊に最近國際情勢の複雜化と我が國力の進展に伴ひ諸外國の我國に對する諜報活動は益々活潑熾烈を加へ、其の諜報事例は殆ど枚舉に逃がない狀態なのである。斯の如く現在及將來の戰争が國力戦となり、諜報活動が擴大強化せられた以上之に對する防諜も一段と充實を圖るの要あるは蓋し當然なりと云はなければならぬ。

以下本文に於ては防諜の中主として情諜報員蒐集防止の方面に就て若干の解説を試み、次に事變下に於ける防諜上の注意事項を述べたいと思ふ。

二 防諜は全國民の手で

由來我が國民一般の防諜觀念は非常に乏しい感がある。自分では氣が付かず不知不識の間に他國へ重要

なる資料や情報を探求してゐる様な例が甚だ多いのである。國家の祕密は直接に個人の利害に關係なく其の被害が目に見えない爲め、もすれば等閑に附される處があるのであるが、國家の祕密は個人の利害等とは比較にならぬ程重大なもので、其の祕密が保持せられるとは否とは國家の存亡安危に懸ると云うても決して過言ではない。唯一つの祕密事項が漏れたことによつて國家の存亡を左右するものもあるのである。

歐米諸國に於ては幾多の戰争に於けるスパイの慘害を經驗した爲諜報及防諜に關する技術並施設は非常なる發達を遂げ、一般國民も悉く防諜意識に目覺めて居るに止まらず、進んで國家の爲に其の諜報機關と對策は遺憾ながら大いに立遅れの感がある。殊に一般

して盛に活動しつゝある。斯様に各國の諜報施設及技術が發達を遂げたのに拘らず、之に對する我國の防諜

術が發達を遂げたのに拘らず、之に對する我國の防諜

濟力、一般産業、交通、地形、航空目標、衛生状態等の調査、其の他内治外交の動向、國民思想の傾向、時局に対する輿論の趨向等各般の事項に亘り、苟くも作戦資料又は國力判定資料となるべき事項が諜報の対象とせられてゐるのである。換言すれば我々の日常生活の何處にも諜報の対象となるべきものが存在してゐると云つて差支へない。我々が日常目を通す新聞や雑誌の記事の中に、労働者の働く工場の中に、商人の取引に、ホテルや俱樂部での世間話の中に、電車やバスの中での政治論や戦争話に、井戸端會議に持出される戦地からの便りの御披露の中に、うつかり物議顔に喋べた話の内容が大事な軍の機密であつたり又軍需資源の機密であつたり、其の他の国防上直接間接關係のある國力判定資料となる事項である場合が屢々あり得るのである。斯く申せばうつかり人前で話も出来ないと云ふことになるが、何が國家の機密であるかに就ては自ら區別があり限度があるから、事柄の内容に付嘴べつて良いこと悪いことを常識的によく判断して言動すればよいのである。又「人を見れば泥棒と思へ」と云ふが如く

「外國人を見ればスパイと思へ」と云ふ考へ方は誤りであつて、前述の如く諜者は必ず外國人とのみは限らずのみならず、外國人中には態、日本の正しい事情を外國に紹介して貰ふ爲に日本から招待した者や、善良な観光客や祝祭旅行者も多數居るのであるから、國民としては何を國防上秘密にせねばならぬかをよく心得て居て、之等善意の外國人に對しては努めて懇切丁寧に取扱ひ、よき印象を與へる様にし度いと考へる。

三 防ぐ祕密の範囲は

諜報活動の状況前述の通りであるから、之に對する防諜方法として防諜上保持すべき國家機密の種類範囲を知らなければならない。併し其の範囲は極めて廣汎、多岐に涉つて居り其の全部を列挙することは限られた紙面に於て不可能であるから、茲には其の主要なるものを掲ぐるに止めるとしたから具體的事案に直面して疑問のある場合は、直ちに取締當局と連絡をとり防諜に協力せられたいのである。

(一) 軍機及軍機に關聯する事項
防諜の最大任務は軍機及之に關聯する祕密の保護にあることは云ふ迄もないが、戦時又は事變中に於ける防諜に於ては特に此の問題に直面することが多いのである。

軍機の保護に付ては軍機保護法に定められて居り、軍機とは作戦、用兵、勤員、出師其の他の軍事上祕密を要する事項又は圖書物件であつて其の種類範圍は軍機保護法施行規則(陸軍省令第四十三號及海軍省令第二十八號)を以て定められて居る。(本年十一月七日官報参照)尚軍機に關しては右の外次の様な法規にも規定せられる所があるから参考の爲に其の主なものを掲げて置く。

要塞地帶法、守備港域軍事取締法、軍港要港規則、軍用電氣通信法、防禦海面令、船舶法、航空法

次に軍機に關聯する事項とはそれ自體は軍機ではないがそれを諜知せらるゝことに依つて軍機を推知又は察知し得るべき資料を云ふのであつて其の範圍は亦頗る廣汎なのであつて、軍機として定められ

たる事項の一つ一つに附隨して存在するのである。例之戰時又は事變に際し出征若は派遣せらるゝ軍隊の隸屬系統、部隊號、部隊數、配備、行動、又は勤員計畫等の探知は純然たる軍機の探知であるが、應召者數調査、徵發車馬調査、在郷軍人調査等は軍機に關聯する事項の調査である。純然たる軍機は實際防諜方策の外法律を以て保護せられるのであるが、之に關聯する事項は目下の處専ら官公署及一般國民の愛國心を基礎とする所の注意に依つてのみ保護せらるゝのである。

(二) 其の他の機密事項
右に述べた純軍事的祕密の保護に付ては一般に比較的の關心が深い様であるが、純軍事的事項以外のものに國防上祕密を保持せねばならぬものが非常に澤山ある。例之(1)交通網、道路網、鐵道車輛數、自動車數、船舶數、水陸交通施設等は戰時輸送能力推定の資料となり、(2)航空工業自動車工業は戰時航空兵力機械化部隊兵力推算上缺くべからざる要素であり、(3)化學工業其の他の軍需品又は軍需品の原料とな

るべき物資の製造能力は戦時軍需資源の製造能力推定資料となり、(4)鐵石炭石油其の他の重要資源の産出状況も亦國防力判定資料となる。(5)又發電所や電信局、重要工場、水源地等の位置寫眞、都市の俯瞰寫眞等は戦時爆撃目標の好参考となる。

右の外直接國防に關係なき事項と雖例之内治外交の祕密國民の思想傾向、一般經濟狀態等に關し我國に不利なる資料又は情報は之を外諜に知らしめはならないのである。何となれば之等の事項は何れも現在及將來戰が國力戦たるの當然の歸結として國力判定の資料となるからである。

斯種國家機密の保護に付ては我國に於ては現在何等の取締法規がないのであるから各人の愛國心に基づく注意警戒に依つてのみ保護せられるのであるから國民の責任は一層重大であると云はなければならない。

尙参考の爲に付け加へて置きたいのは外國に於ては斯種祕密の保護に關し嚴重な法律が設けられてゐると云ふ事である。即ち英國の機密保護法及米國

の間諜取締法には何れも航空施設、重要工場、造船所、礦山、鐵道、電信、電話、無線電信局、陸上又は海上の交通施設、ガス製造所、水道、發電所等が祕密箇所として擧げられ之等に關する情報が處罰の對象とせられて居る。又ソ聯邦に於ては其の刑法間諜罪の對象として軍事情報、經濟情報、其の他の情報包合せられ其の内容は非常に廣汎である。其の他獨、伊、佛等列強の當該法律も略同様に祕密の範圍が擴大して規定せられて居る。

四 支那事變と防諜

去る七月支那事變發生以來既に四ヶ月、皇華は北支及上海等に於て著々軍事的成績を收めつゝある。而かも此の關係諸國の諜報活動は寛に顯著に行はれ我軍の作戰、用兵、動員等直接軍機に關する事項は勿論、政治、經濟、財政に關する事項、事變に對する國民輿論の動向等に關する情諜報蒐集に狂奔して居る。當局としては銳意之が取締、防止に努めて來たが、尙且一部之等の機密が支那其の他に漏洩してゐるのではないか。

五 支那事變と防諜

用意に掲示し外諜の偵察に便宜を與へるの結果となりたる事例

六 出征兵士の現地よりの通信に軍機に關するもの

あり、之を受け取つた家族又は知己が之を外部に

發表し、甚だしきは印刷に付して公表せんとした事例

七 軍需品製造工場の職工が事變の爲特別の物を製造して居ることを電車の中等で話し、資材機密を漏洩するの結果となりたる事例

以上は防諜上注意すべき事例の一部であるが、之等は何れも不知不識の間に繰り返しある過失であつて防諜觀念の不徹底に起因する由々しき危險狀態である。

事變中に於ては之等軍機に關するものの内外政經濟外交等の諸情報も平時に數倍する注意を以て之を取扱ひ、苟くも國家に不利を來すことのない様に努めなければならぬのである。

との疑があることは遺憾に堪へない。特に現時局下に於ける防諜の重要性に鑑み、廣く全國民の防諜上の協力を希望する次第である。左に事變發生以來起つた實例を掲げて参考に資したいと思ふ。

一 日本内地から支那方面への通信の内容に軍機に關する事項内地部隊の動員狀況等あり、支那軍

憲に於ては通信の開披檢閱を爲し居る關係上我が

軍機が支那側に漏洩するの結果となつた事例

二 應召兵又は其の家族知己等が隨時隨所に於て應召部隊號應召の時期等勤員關係事項を推知せしむるが如き談話をして不用意の間に軍機を漏洩しそれが支那側諜者の活動に便宜を與へるの結果となつた事例

三 應召兵より發する挨拶狀に所屬部隊號及配置を記載し不用意の間に軍の行動を發表したる事例

四 應召兵見送りの旗幟に所屬部隊號を記載し不用意の間に軍機を漏洩したる事例

五 某地に於て出勤部隊の軍用列車通過時刻表を不

國債の郵便局賣出し

大藏省理財局

援に努めて居るのであり、之が爲隨所に各種の美談が

蘆溝橋に於ける支那軍の不法攻撃に端を發した支那事變は、其の後全面的に局面が展開して來た。當初我國としては、極力隱忍自重し、不擴大方針に基づき

凡ゆる努力をしたにも拘らず、抗日毎日の聲に踊る支那軍の度重なる不逞なる挑戰的行動により、遂に最後の決意を固め不擴大方針を一擲し、暴戾飽くなき支那軍を徹底的に膺懲し、支那政府の覺醒を促し以て東洋永遠の平和を確立する爲、國を擧げて聖戰に乗り出さざるを得なくなつたのであって、忠勇なる我が將士は、北支に、中支に、南支に、又陸に、海に、空に、凡ゆる苦難に耐へて、力戦又力戦、著々其の戰果を收めつゝあるのである。銃後の國民は、新聞やラヂオの報ずる皇軍の勇猛果敢にして壯烈鬼神をも泣かしむる行動に、感激と感謝の念を日々に新たにすると共に、出征將士に寸毫も後顧の憂なからしめんと、銃後の支

號第十五六報

一 國債でせめて銃後の御奉公

蘆溝橋に於ける支那軍の不法攻撃に端を發した支那事變は、其の後全面的に局面が展開して來た。當初我國としては、極力隱忍自重し、不擴大方針に基づき凡ゆる努力をしたにも拘らず、抗日毎日の聲に踊る支那軍の度重なる不逞なる挑戰的行動により、遂に最後の決意を固め不擴大方針を一擲し、暴戾飽くなき支那軍を徹底的に膺懲し、支那政府の覺醒を促し以て東洋永遠の平和を確立する爲、國を擧げて聖戰に乗り出さざるを得なくなつたのであって、忠勇なる我が將士は、北支に、中支に、南支に、又陸に、海に、空に、凡ゆる苦難に耐へて、力戦又力戦、著々其の戰果を收めつゝあるのである。銃後の國民は、新聞やラヂオの報ずる皇軍の勇猛果敢にして壯烈鬼神をも泣かしむる行動に、感激と感謝の念を日々に新たにすると共に、出征將士に寸毫も後顧の憂なからしめんと、銃後の支

一枚の結晶であると云つても過言ではあるまい。吾々銃後の國民は、此の戰費の調達に遺憾ながらしめ、武器彈藥糧食等を充分に出征將士に供給し、以て銃後の備へを全うしなければならないのである。

今回此の支那事變の國債の一部が郵便局から賣出されることになつたのであって、之に依り老若男女を問はず、誰でも手輕に此の國債を買ふことが出来るのであるから、戰線に立たない者は、此の國債を買つて、せめて銃後の御奉公を致すべきである。銃を持つものは、分に應じて一枚でも多く國債を買つて、御奉公を致さうではないか。

國債で我も一役御奉公

國債をせめて一枚國の爲

時局の國債みんな持たう

從來は國債を買ひ度くても、之を簡単に買ひ得る施設が缺けて居たのである。尤も都會地に於ては證券業者等から買ふことも出来るが、それとも中々素人に買入れ度くても、殆んど其の術が無かつたのである。所が今後國債は最寄の郵便局の窓口から手輕に買ふことが出来るのである。又今度賣出される國債には二十五圓券もあり五十圓券もある。而かも無手數料で發行價格、即ち額面百圓に付九十八圓の割合を以て買へるのであるから、二十五圓券ならば二十四圓五十錢五十五圓券ならば四十九圓で買へるのである。

然らば、從來一般個人はどの程度の國債を買入れて居たかを見る、最近の統計（昭和十一年十二月末現在）に依れば、國債總額百三億九千五百餘萬圓の内、銀行、信託會社及保險會社の所有に屬するものは五十二

億八千九百餘萬圓で過半を占め、大蔵省預金部其の他の政府の特別会計、政府關係共済組合及地方公共團體の所有に属するものは二十七億五千三百餘萬圓であり、一般個人の所有に属するものは残りの二十三億五千百餘萬圓の内の一部に過ぎないのである。斯やうに一般個人の所有に属するものが比較的僅少である原因は、個人の所有に属するものが比較的僅少である原因は、一つには、我が國民が未だ一般に公債に対する直接投資の風習に慣れて居らず、貯蓄と云へば郵便貯金や貯蓄預金や定期預金等に依るのが通例であつて、貯蓄の方法として公社債を買入れることは少いと云ふことにも在るのであらうが、今一つには、從來國債は日本銀行引受けの方法に依つて發行せられ、日本銀行から主に銀行その他に賣渡されて居たので、一般の人が國債を買ひ度くても、之を簡単に買ひ得る施設が充分でなかつたことにも在ると思はれるのである。又從来は、一般の人が一旦買つた國債を、現金の必要な場合に、極く簡単に賣却し得る便宜を持たなかつたことも其の一因であらう。

然し乍ら今後國債は郵便局からも賣出すと同時に、其の郵便局で買つた國債を將來現金に換へ度い場合に、

は、局の窓口で何時でも買上げることになつたのであるから、一般個人の國債の買入及賣却に關する從來の制度上の缺陷は殆んど除かれたのである。勿論一旦買つた國債は永く之を所有されるのが望ましいのであるが、家計の都合もあらうし、其の他種々家庭に於ける不時の入用の生ずることもあらうからして、斯る場合に手輕に現金に換へ得る途を拓く爲に郵便局で買上げることに致した次第である。

元來國債は租税と共に國家の歲入の二大要素の一大要素に於て占める割合が大となり、其の重要性は特に歲入に於て占める割合が大となり、其の重要性は特に顯著となつて參つたのである。そこで成るべく國債を廣く國民一般の間に普及せしめ、所謂國債の民衆化を図り、國民各自に、自分は國債を以て國家の歲入に貢献したのであり又國家に對する債権者である、と言ふ意識を持つて貰ふことは、國の財政に對する國民の關心と理解を深める所以であり極めて望ましいことである。又他の方面から見ても、近時時局關係事業等の活動に伴ひ、一般國民の間に於て、相當所得の増加した

ものもあると認められるので、此の際浪費を戒め、勤儉貯蓄の美風を涵養し、國民をして富の蓄積に努めしめることは、極めて必要であつて、此の點からしても、

國債の民衆化を圖ることに依り國民の國債買入を奨励

することは、有效適切なる一方法であると考へられるのである。

國債の郵便局賣出しは、此の國債民衆化の一方法として計畫されたものであつて、今回の支那事變の國債の賣出しを手始めに今後時々之を實行する豫定である。吾々は此の制度の活用に依り、一枚でも多くの國債が一人でも多くの國民の間に行き交ふことを切する次第である。殊に今回賣出されるのは、支那事變の國債であつて、之を國民が舉つて買入ることは、即ち事變に對する舉國一致の實を擧げる所以であり、銃後護りを固める所以であるから、此の際としては、此の國債の應分の買入は、國民の責務であるとさへ言ひ得るのではないかと考へられるのである。

手輕て買ひよい有利な國債
國債は家も購もお向ひも
開いたか賣出し買つたか國債

三 國債は買つて貯蓄有利な貯蓄

國民が此の際擧つて國債を買入ることに於て望ましいことは、上述の通りであるが、單に貯蓄の方法として見ても國債は實に理想的のものである。優れた貯蓄の方法たることの第一の要件は手輕に出來ると云ふことである。

第二の要件は確實と云ふことであり、第三の要件は有利と云ふことである。

第一の要件たる手輕に出來ると云ふことに付ては既に述べた通りであるが、第二第三の要件たる確實有利と云ふ點に於ても、國債は洵に申分がないのである。

國債は買つて貯蓄確實とは元利の受領に不安のないことである。此の點からすれば、國債は國家に對する債権であるから、これ程確實なものはないのである。國債の元金及利子は、日本銀行の本店、支店及代理店並に全國の郵便局に於て受取れるのであるから、簡単であり確實である。

又國債證券を持つて居て盜難に遭つたり無くしたりする心配があるなら、日本銀行に請求して絶對安全な登録國債とすることも出来るし、郵便貯金をして居る人は國債を郵便局で保管して貯ふことも出来る。其の上、郵便局から貰つた國債を萬一家計の都合等に依り現金に換へ度い場合には、郵便局で何時でも買つて貰へるのであるから、全く至れり盡せりと云ふべきである。

國債は持つて有利

有利とは利廻のよいことである。貯蓄の方法として最もよく普及して居るのは、郵便貯金と貯蓄預金と定期預金である。今國債と此等のものとの利廻を比較して見ると、利率の點では、内地の郵便貯金は普通二分七厘六毛、六大都市の銀行貯蓄預金(据置貯金)は三分三厘、銀行定期預金は甲種は三分三厘、乙種は三分五厘であり、郵便貯金と貯蓄預金には税金がかかるな

いが定期預金には税金がかかるので、之を差引けば、甲種は一分九厘〇毛、乙種は三分〇厘八毛となる。之に對して、今回郵便局から賣出される國債の利率は三分

五厘で單利最終利廻は三分六厘八毛であり、税金を差引いても三分四厘七毛であるから、國債は他の三者に比べて利廻も良く、貯蓄としては極めて有利なものであることが判るのである。

斯様に國債は確實且有利であり、而かも手輕に貰ふことが出来るから、貯蓄の方法として非常に優れたものと云ふことが出来る。

又國債には種々の特典乃至便宜があるが、其の内主なるものを三舉すれば左の通りである。

一 國債に對する税金は他の公社債、銀行預金等に比し輕いのである。

二 郵便貯金をして居る人は、少額の手數料で、國債證券を郵便局で安全に保管して貰へる。

三 國債には登録の制度があり、日本銀行に請求して登録國債にして置けば、滅失、紛失等の虞がない、絶對安全である。而かも登録は無手數料である。

四 政府と物品の賃貸契約をする場合等に提供する保證金、各種の納稅の延納擔保、又は各種の物品無証を書いて先づ國債

四 賣れ行く國債伸び行く日本

今日迄の我國の財政を見るに、國運の進展に伴ひ、國債は貯蓄有利だ事公た

ことである。

貯蓄は國債有利で安全

ことである。

四 賣れ行く國債伸び行く日本

の買入代金等の延納擔保として、政府に現金を納むべき場合に、其の代用として國債を充當することが出来、且つ之が充當の價格は額面金額を以てすることになつて居る。即ち九十八圓で買つた國債が百圓に通用するのである。

國債を買入れることが確實有利な貯蓄であることは前述の通りである。お互に平素心懸けて貯蓄をして置けば、不時の入用の場合にも別に周章する必要もなく、生活は安定するのであつて、勤儉貯蓄が個人の立場から望ましいことは申すまでもないが、又國の産業の發達に必要な資本の蓄積も、畢竟個人の貯蓄から成るのであるから、各個人が努めて此の貯蓄をすると云ふことは、國家社會の立場から見ても極めて重要な意義有するのである。殊に今日出征將士の勞苦を思ふ時には、假初にも資澤は出來ないのである。銃後は其の貯蓄の方法として國債を擇ぶならば、貯蓄しながら御率公出来る譯であつて、一石二鳥とは全く此の

而して此の財政の規模の擴大と共に、國債も次第に
增加して來た。國債は國の借金であるから、成るべく
少い方が望ましいのであるが、隆々發展の途上に在る
國の諸般の經費殊に事變關係の經費の如きものを總て、
租稅其の他の普通歲入で賄ふことは殆んど不可能であ
つて、或程度の國債の發行も亦已むを得ないのであ
る。我國の國債額は、日清戰爭前迄はまだ二億餘萬圓
であつたが、戰後には殆んど四億圓に達し、日露戰爭
後には二十億圓臺に上り、大正十一年度には四十億圓を
超え、昭和六年度には更に六十億圓臺に達し、其の後
毎年度約十億圓づゝ増加して昭和十一年度に於て遂に
百餘萬圓に上つて居り、尙本年度に於て豫算上發行を
豫定せられて居る國債は支那事變關係の分を合せると
三十二億餘萬圓に上つて居るのである。

此の數字に依つても明かである如く、國債が急激に
増加したのは、日清日露の兩戰役、歐洲戰爭、滿洲事
變等孰れも我國の國家的躍進の契機を爲した事件の
際である。我國は克く此等の難關を突破し以て今日の
發展を致して參つたのであるが、今や更に重大なる難
局に直面して居るのである。然しながら、現下の此の難
局こそ我國今後の大飛躍の前提を爲すものであり、
之を乘切つてこそ將來の我が國運の發展、東洋永遠の
平和を期待し得るのである。今度郵便局から賣出さ
れる支那事變の國債は、直ちに軍費となり、支那膺
懲の武器となり、又之が實に我が國運進展の原動力と
なるのである。此の最も重大な使命を持つ國債、此の
最も意義深い國債が、最も手軽に、誰でも郵便局の窓
口から買へるのである。吾々銃後の國民は、此の秋こ
そ、此の際こそ、奮つて此の國債を買入れ奉公の誠を
致し、國家躍進の大業成就に戮力邁進しようではな
いか。

戸毎に國債ゆるがぬ日本
各戸に國旗各戸に國債
手に手に國債躍進日本

朝鮮同胞の赤誠

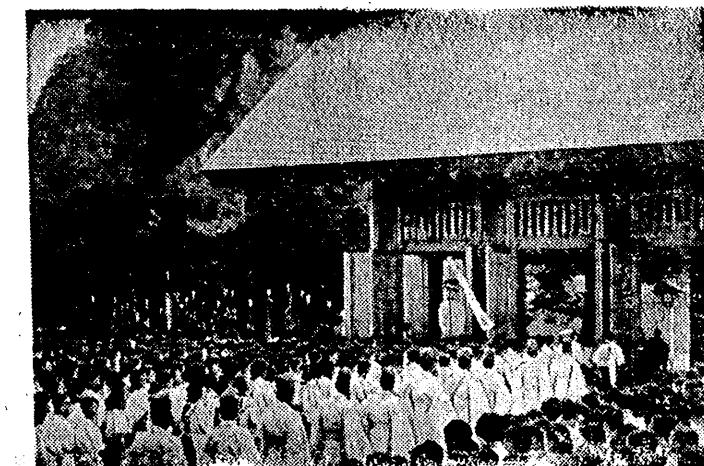
朝鮮總督府

一 統治史上の一劃轉

明治四十三年十月、朝鮮に新政が布かれ、恰も第二十七周年を迎へたが、今いかなる盛大な記念式を挙げることにも勝りて有意義な劃轉的現象が朝鮮に起つた。それは常に朝鮮半島内のみに止らず、内地、滿洲國、北支、上海等若くも半島同胞のあるところ、今次の支那事變を機として湧き起つた愛國心乃至は愛國運動であつて、これまで朝鮮問題を静かに觀察して來た内外識者によつて、或は空谷の聲とも謂ふべきものであるかも知れない。尤も朝鮮同胞の精神界、思想界に於ける此の動向は昭和六年の満洲事變このかた、東亞興隆の機運の擔ひ手たる我國の世界に於ける地位と實力とに對して認識が加はるに伴ひ隠微の間に培はれ

來つたものではあるが、今次事變に際しかくも熱烈、純粹に、内地の國民と殆ど差異がない程度に愛國心が昂揚して來ようとは何人も思ひ設けなかつた所であらう。社會の最大多數を構成する比較的低層にある人々が、時局認識もいかゞかと思はれたに拘らず、老幼男女、職業の如何を問はずひ立つたことを特徴とするのであって、この觀點から考へても半島統治史上の一エポックを意味するものなるは明らかである。大野政務總監の去る九月八日京城放送局から全國中継を以て「朝鮮同胞の赤誠」と題する講演の放送中に、之を證すべき事例の幾つかを紹介した後に

「その大昔に於ては同源關係と推定すべき深き血縁的な繋がりがあつたにせよ、久しく島と半島とに分れ住んで昔頃風俗習慣などを異にして居つた



全鮮心を運にツ一の祈る

兩民族が、日本國民として全く同じ思想や感情をもつといふことに對しては多少の困難が感ぜられた時期が相當にあつたことは否定されないのであります。然もこれがいろいろな不幸な事件となつて表面に現はれた時期もあります。また次では表面にこそ現はれないが腹の底深く不満を藏して驕然と打解けることのできない時期もあつたやうである。然るに昭和六、七年頃からこの方、斯様な暗鬱な氣分は薄らいで行つて、半島の天地は段々と明朗になつて來た。而して今次事變を機として内鮮間の一部にあつたかも知れないと思はるゝ薄い紙一枚の隔りすら取り除かれた様な感が致すのであります。古い歌に「袖ひぢてむすびし水の凍れるを春たつけふの風や解くらむ」といふ歌があります。谷や澤の氷が春風の吹くにつれて解けて流るゝ春の氣持を詠じたものであるが、此の内鮮の融合の流れは谷々澤々にとけ溢れる清水であつたものが、今や汪洋たる大河となつて愛國の至誠の波濤を漲らせて居るのであります。朝鮮同胞が内地人と變らない熾烈な愛國心に燃

えつゝあるといふ一事によつて、もはや内鮮人の思想、感情が一致し、共に日本國民として心の底から手が握り合へる境地に進み入つたことを斷言し得るのであります。私はこれを朝鮮統治の政策といふやうな言葉を以て言ひ現はしたくないのである。これは人爲や術策を超えたる所の、吾等民族の宿命であり、更に進んで言ふならば深遠なる大意の現はれ、天業の恢弘であるといふ風に確信致して居るのであります。

との含蓄深き言葉を以て道間の消息を最も適切に表現して居るのである。然らばかかる朝鮮同胞の赤誠はいかなる形を以て現はれたか。

二 愛國運動の諸相

或る部落では應召した東拓移民(内地人)の家族のために募つて貧農に手傳ひ、或る部落では貧しい農家の主婦達が飯米を節約して貯へた金を恐縮しながら獻金し、或る郵便局員は貰つた初月給の中から獻金に割き、或る高等普通學校(中學)の生徒一同は農業實習の

生産品を賣歩いた金を全部獻金し、或る女子高等普通學校(女學校)の生徒達は血染めの日章旗を贈つて皇軍を激励し、或る部落の青年達は金は無いからとあつて株を大量に軍隊に獻納し——といふ様な愛國美談は事變以來殆ど連日の新聞紙上に報道され、これを蒐録すれば老然たる大冊をなすほどである。就中、一兩年前から軍用機獻納運動をやつて居る文明論氏といふ老愛國者が起つて義勇軍組織を提唱した時など朝鮮人青年の血を湧かし、立ち所に二百餘名の熱心な從軍志願者を算へたことは青年の思潮の一大變化を示す事例と見ることができよう。

斯の如くであるから朝鮮人のみで組織されて居る各種思想團體、類似宗教團體等の方面でもこの風潮に伴うて愛國運動が擡頭し來つたことも極めて自然である。大東民友會といふのは共產主義運動から轉向した青年達を主とする團體であるが、世界認識を強く把握して既に昨年から大東紹興主義を唱導して勇敢なる教化運動をやつて居た所に今度の時局となつたので其の意氣益々高熱し、諸團體に起きて時局認識強化運動

を起し、全鮮思想青年の間に大きな反響を喚ぶに至つた。又全半島に約百萬の信徒を有する天道教團は、曾て大正八年の萬歳騒動の中心勢力をなした團體であるが、滿洲事變を機として過去の誤謬を改めて國家主義の立場をとるに至り、今次事變に於て益其の態度を明らかにして、他の天道教團、上帝教團と共に信者の啓蒙に努め、國防獻金に、出征軍人の家族慰問等にも乗り出しての活動見るべきものがある。朝鮮の儒林（儒者）の團體の多くは其の學術の關係から古來支那心醉に墮し、支那の中華に對し朝鮮を小華と稱した位其の眠り久しいものがあつたが、時局に際し京城の經學院（經學講究、風教作興の機關）は、地方文廟（孔子祀り）儒林之に奉仕に猛省を促す所あり、儒林の間に於ても滿洲事變以來眞の仁義道德が儒教を生んだ支那に維持せられず、却つて我國に其の精髄が具體化されて居る事實に對して眼を開きつゝあつた際、今次事變により一層明らかに支那の無道兇殘が曝露されたので、舊來の支那觀を改め、東方道義顯揚のためにも、國の理想を支持しなければならぬとの觀念が高まつ得らるゝのである。

この顯著なる傾向を裏書するものは朝鮮人の發行に係る諺文新聞である。從來數種の諺文新聞は依然として民族主義的立場を捨てず、或る社の如き前回オリムピック大會に於けるマラソン選手孫基禎君の偉績を報道するに當り其のユニフォーム姿から故意に胸間の日章記号を抹殺した寫真を掲出して問題を提供したなどることは其の一班を観はしむるものであつたが、今次事變により半島民衆の間に滔々たる國民意識が漲るに及びこれらの諺文紙も進んで其の論調と報道を改め、暴支脅懲、皇軍支援から舉國一致の強調を提言してこの風潮の先頭に廻るに至つたことは内鮮一體を深化する上に大なる寄與をなすものと見ねばならぬ。

更に附け加へるならば朝鮮婦人方面の著しい目ざめがある。愛國婦人會と並び立つ國防婦人會の中に専ら白衣婦人を見るに至つた外に、これまで舊き傳統



→ 針一針を真心こめて

て、時局認識の講演會開催、毎月二回文廟展拜に於ける戰勝新願等を行ふこととなつたが、儒教思想の根強く殘れる社會に及ぼした其の影響は相當に大なるもの、あるいは謂ふまでもない。また古い傳道の歴史と勢力とを有する外國系の新舊基督教團は從來動もすれば統治に對する非協同的態度に出づる事例もあつたが、今次に於ける非協同的態度に對しては時に力を以ての時局に差しかゝつては暴惡に對しては時に力を以て之を懲らすことが神の教條に適ふ所以を強調して起ら、各派は交、皇軍の武運長久と在支同胞の幸福を祈る爲の祈禱會を催し、または講演會を開いて信徒の至誠を表した獻金を以て國防獻金とした。かく意外と思はる方面の朝鮮人團體が競うて愛國の誠意を表明したのであるから、時中賣、大賣同志會、東雅會等々、かねて朝鮮人の覺醒向上と、內鮮兩民族の物心兩面よりの結合、國民精神の作興、國防思想の普及、大亞細亞建設の理想喚起などを指導精神として活動中であつた朝鮮人各團體が互に呼應して愛國運動に起ち上つたことは勿論であつて、他の内鮮人共同の愛國的團體たる帝國軍人後援會、日本赤十字社、海軍協會、國防義會、

を守つて内房生活に閉ぢ籠つた上流家庭婦人の間にも、國民的自覺の衝動が現はれ、京城では愛國金鎖會といふ團體が尹德榮子爵夫人を會長として結成された。即ち半島婦人として愛國の赤誠を現はすべく鉢後の後援運動に乗り出さうといふのであつて、發會の當日は會長以下多數會員が國防恤兵のために獻納した金幣は、彼女達が嫁げる日の記念物として身にも代へ難き貴重なものであることを知るならば聞く者何人も深き感動を覚えざるを得ないのである。現在朝鮮に於ける國防關係の獻金額は夙に二百萬圓を突破して居り、從つて獻納軍用飛行機、高射砲等となつて續々空軍及防空施設強化に貢献せんとしつゝある。

三 在外朝鮮人亦同じ

春咲く花はどこの峪にあつても時を同じくして開くやうに、これら朝鮮同胞の胸に萌した國民意識は半島の内と外とに區別なく、其の在るところ殆ど例外なく同様の現象となつて現はれて來た。まづ北支に於ては、

が引揚げた後も百八十餘名が殘留して看護、洗濯、炊事、雜役等に亘り奉仕を續け、尙ほ彼等一同乞しき財糞中より四百餘圓を皇軍慰問費として輸出したことなど、軍當局を感激せしめたのである。特に上海は國際陰謀都市であるだけに民族主義や共産主義運動に狂奔して支那の國民黨、共產黨にも密接な關係をもつ朝鮮人も相當あつたのであるが、事變發生後支那官憲は之等に對して態度を一變し、内鮮人の區別なく甚だしい迫害を加へる様になつたのに反し、日本側官憲は保護を求める者に對しては從來の黒表中の不逞分子すら何等の差別なく保護を加へたので、彼等は此の寛大な處置に感謝すると共に改めて帝國國威の偉大さ、皇國精神の美しさを認識し心から前非を悔いて、轉向を誓ふといふ有様であった。「私達朝鮮人は日の丸の旗の有難さを今度ほど痛切に知つたことはありません」とは支那にあつた朝鮮人の多くが告白して居る所で、恐らく在支朝鮮人三萬九千人一樣に抱いた感想であつたらう。

事變發生後間もなく天津にての特別義勇隊組織となり二百名近くの朝鮮人青年隊員は一死國恩に報ずるの決意を以て軍將校の指揮下に奮ひ立ち、土礮建築、橋梁架設、連絡作業、傷病兵運搬、看護、軍營の炊事、掃除から兵士の散髪までに奉仕したが、中には守備隊の防戦に助力中敵彈のために死傷したる者數名あり、我軍の兵站線が遮断され之を突破するために決死隊を募つた際などは立ち所に多數の志願者が出て皇軍將兵を感激せしめた等の事例があつた。この外北支皇軍中に自動車隊員として從軍せる者も尠からず、其の人々が家鄉に寄せる手紙などは感激に漲つて立派に日本國民としての精神を現はして居る。又上海にある朝鮮人も北支のそれに劣らず、最初敵彈の爲に數名の負傷者を出したが併まず、一糸素れぬ統制の下に皇軍の背後に於ける活動に從事した。彼等の中技能ある者は通譯または連轉手として從軍し、其の他の青年者は領事館、朝鮮人會などの指導に從つて軍事重要地の手入れ、埠頭荷役、土礮造り等の奉仕的勞働に從事し、一般内地人

満洲には約九十萬の朝鮮人があり、建國後民族協和、王道樂土建設の理想に従ひ分に應じて國の發達に寄與しつゝあつたが、此處でも亦支那事變勃發と共に、愛國運動が起せずして起り、朝鮮人民會、協和會の朝鮮人分會が主體となつて各所に時局大會を開き、暴支膺徵、皇威發揚の宣誓、皇軍大勝の祈願を行ひ、國防獻金、慰問袋を濶出し、義勇兵の募集を請願する等團體行動に出た外に於て、個人としての「貧者の一燈」的義談佳話も數々傳へられて居る。

又内地にある朝鮮人は約八十萬人に近く東京、大阪を始め全國各府縣に居住して居り從來内鮮人相互間の意思疎通を缺いたいが如き時に僻見に基く各種の面白くない問題を起したこともあるが、事變發生と共に朝鮮人は舉つて時局の認識に努力し内地人に後れじと鉢後の愛國運動に參加し、國民としての完全なる精神的資格を把握するは此時として、國防獻金に、皇軍の武運長久祈願に、千人針、勞働奉仕、國防婦人會參加等男女を問はず其の國民的感激を現はして居ることは

内地で一般人の親しく目睹する所であらう。

四 朝鮮觀を改めよ

以上の敍述は朝鮮同胞の愛國行動の全部を現はし盡したものでは勿論なく、その概觀を一渡り述べたに過ぎない。が讀者は此の概觀を透して現象の奥を窺ひ、問題の特異性を認取されるであらう。二つの民族が共の觀念中の隔りを撇し去つて全く一つの國民意識中に溶け入るといふことの困難は歐米でも東洋でも古來數多く経験されて來た所であるが、内鮮の間に於てはそれが今次事變を機として奇蹟のごとくに實現されつゝあることに對して、吾々は仰いで皇道に出づる政治原理の貴さを懷ひ、翻つてまた朝鮮民族の聰明さに想到せざるを得ない。前の大満洲事變、今度の支那事變は此の機運に對する有力な誘因ではあつても固より直接の原因ではなく、併合以來累積し來つた原因の主なるものとしては

一 視同仁の聖旨に基く政治の精神が、民福向上

政策の具體化と共にだん／＼理解せられて來たこと

(戸別的更生指導を特徴とする農山漁村振興運動の如きその著例である)

二 教育の擴充、國語の普及と共に内鮮人間の誤解の因が除かれ、生活の距離が短縮され、理解の増進を見たこと

三 内鮮兩民族の血緣的同源關係と古來の文化交渉に關する懷古的情操が史學の開拓に伴うて識者間に湧起して來たこと

四 滿洲事變から今度の支那事變の道程に於て、帝國の東亞に於ける指導的地位とその實力とが認識され等を數へ得るのであつて、二十七年といふ時間と、國民的結合を促してやまぬ四圍の國際情勢とが之が經緯となつてゐることは謂ふまでもない。敍上諸現象の歴史的なる意味に就ては、此の際特に内地國民一般の理解を求めたい所であつて、茲に去る十月十九日、國民精神總動員強調週間の最終の日に當り、南朝鮮總督が内地國民諸君に送つたメッセージを引いて朝鮮の希望を表明する。

國民精神總動員強調週間に關して内地の諸君に告ぐ

今次支那事變に際し、期せずして國內に於ける一切の對立摩擦現象を解消し、舉國一致の體制下に我々の誇とする傳統の精神力を以て起ち上り、皇軍の威武八荒に振ひて支那の黨閥、軍閥の禍心を壓服しつゝあることは、帝國國民として至上の感激を禁ぜず、史上未曾有の偉績が此の戰果によつて將來さるべき不動の信念を俱にすることを欣賞と致す者であります。

この時、内地に在らるゝ民衆諸君の大多数に、此の劃期的な國民大結東の成員中に、我が朝鮮半島二千三百萬同胞が躍如たる皇國臣民の意氣を同うして之に參加せる事實を明確に認識せられて居るであらうかどうか、日本國民として強き愛國心に對し、是非とも新なる關心を拂つて其東亞大陸に大經営を行ふ場合、體の精神的結合が如何に必須の基礎的要素をなすかに就て留意せらるゝ諸君は、今次事變に際し半島同胞によって示されつゝある熱烈にして強き愛國心に對し、是非とも新なる關心を拂つて其認識内容を深められねばならぬと信するのであります。

或は國威宣揚、武運長久の祈願祭或は從軍志願、或は國防恤兵費の獻金、或は時局認識の徹底運動、各種軍事後援の奉仕其の他に亘り半島同胞の愛國の赤誠は都鄙、職業、

男女、老幼の別なく諸多の形に於て極めて自然に且つ自發的に顯はれました。惟ふに遣はる満洲事變以來顯著に生じつゝあつた人心の動向が帝國の東亞に於ける大理想昂揚の機運に臨んで水到て渠成るの趣を以て國民意識の大きな流れに傾注されたものであることを疑ふことはできませぬ。斯くして今や半島全良衆は帝國臣民たる誇と自負にて内地民衆諸君と相同じき意思、感情を有し、國民的使命を自覺するに至つたことを十分に察ひ得るのであります。恰も此の十月は併合始政以來第二十七周年となるのであります。先人努力の成果此に凝結し、天意を代行する國民的使命を堂々東亞に樹立するの機会に於て、此の欣はしき内鮮一體の精神的美果を擧げましたことは如何なる記念の方法を講ずるにも勝つた歴史的記録であることを信し、只管天皇天皇を仰頭して感謝致して居る次第であります。

朝鮮は今半幸に豐年を恵まれましたが、人心の上に於ける愛國的情操の稔りは更に豊であります。茲に内外地を通じて緊張の裡に行はれたる國民精神總動員強調週間の最終日に當り、朝鮮に於ける此の事實、此の意義の深大なるに對し内地民衆諸君が刮目して洞見され、國民大結東の構成中に占むる朝鮮同胞の大なる地位と貢献とを認識されんことを願求する所以であります。

山西の大勢決す

陸軍省新聞班

一概況

内蒙民族の成吉思汗への憧憬は實現の第一歩を踏み出し、防共協和の旗風は蒙古高原にはためき、樂土建設の礎石は新首都摩和蒙特(舊歸綏)に堅く打ち建てられた。

山西省忻口鎮に山西、中央、共產の三軍一致して北支の頽勢をこの一戦に挽回せんと死力を盡してゐた敵も、皇軍の堅忍不拔不撓不屈の攻撃精神の前に遂に敗退し、山西高原の山々には日章旗が輝き渡つた。一方正太線進撃の我軍は一日壽陽を占據、西進を續けて太原まで餘す所二十里、同蒲線の我軍と呼應して太原を挾撃せんとして往く所殘敵に大打撃を與へつゝ山西の大勢を決したかの如く、戰捷の勝闘は山西省内山嶺溪谷にたゞよふ妖雲を一掃せんとしつゝある。

京漢線及津浦線方面は大なる變化を見ない。

上海戰線は我軍大場鎮江灘鎮占據後蘇州河に殺到し、その南岸に確固たる地歩を占め著々戰果擴張に力め、上海敵軍の祕密作戦の根據であり、支那經濟の大動脈であり、南京政府の生命線とも稱すべき兩市を一舉滅せんとしつゝある。

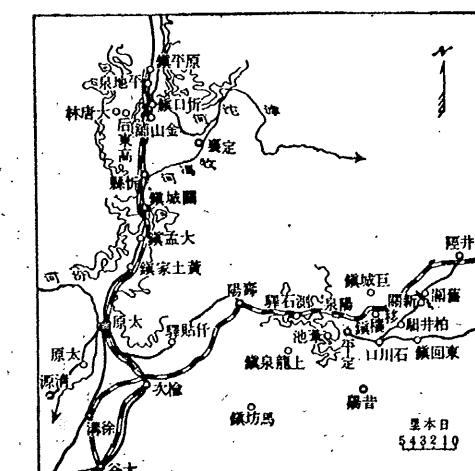
二 内蒙及山西方面

上海北支の戰捷譜が遠く内蒙の空に響く時、あたかも此の響きを産聲にして内蒙の自治が誕生した。二十八日綏遠で開かれた蒙古大會に於て蒙漢兩民族三百萬民衆代表は蒙古聯盟自治政府の成立を宣言し政府主席に雲王、副主席に德王を夫々推戴、政府組織大綱を決定、二十八日を期し防共協和の自治政府を樹立、樂土建設の意義深き第一歩を踏み出した。なほ此日から歸



(關子娘は景背)隊部が我の歲末で上橋鐵鋒太正

太原附近要圖



綏を厚和蒙特と名を改め新首都とした。

正太線方面より娘子關附近の天險による敵を撃破し

意氣軒昂たる我が部隊は敵を追撃しつゝ巨城鎮、移穰鎮、石門口の西方に進出した。森本部隊は石門口西方の敵を駆逐し二十九日平定縣を占據し、鯉登、小林部隊は協力して三十日陽泉を占據した。

陽泉より敗退の敵に追撃の手を弛めず猛進中の小林部隊は、三十一日平定西北方約二里の辛興鎮に達した。

附近は道路極めて悪く飲料水食糧の缺乏のため辛酸は言語に絶するものあるも、士氣益々振ひ辛興鎮西方三杆波頭村南北の陣地に據る敵を驅逐し、更に十一月一日には測石驛の敵を一蹴し、續いて西方舊街附近の敵を撃破した。

二日更に西方芹泉鎮を突破し潰走の敵を追撃中の先陣岡崎騎兵部隊は、同日正太線路上の要地壽陽を占據した。此日我が空の大鵬は壽陽附近にて敗走する敵の退路を遮断、線路を破壊したので機關車二、貨車五十

四輛を遺棄逃走した。更に氣怠々たる太原をも奇襲し軍事施設に對し大打撃を与へた。

壽陽は太原の東方六十餘村にある正太鐵道の要衝で東南は太行山脈に圍繞され山西省屈指の工業地である。物産としては石炭、鐵、磁器、青銅、梨を産出し商業も亦頗る盛である。

忻口鎮附近の天險に據つて頑強なる抵抗を持續してゐた敵約十五萬に對し、十月十三日來我軍は力攻に次ぐに力攻中のところ、十一月二日午後十一時より和田工兵部隊は決死隊を組織して敵陣爆破を実行すると共に、全線にわたり一齊に總攻撃を開始した。第一線部隊は雨の如く注がれる敵弾を冒し勇躍敵陣地に突撃、壯烈なる肉彈戦を全線に亘り展開した。雄壇の如く幾重にも重つてゐる敵陣地を片つ端から肉弾を以て占領し、明治節の佳き日たる三日午前零時全線八里強にわたり深さ一里に及ぶ天然の要害たる忻口鎮附近の敵陣地を占據し、山上高く日章旗を翻へした。福田、小

山西の大勢に向けて原野を進み



綏、襄陽原の各部隊は忻口鎮を抜き太原への本道上を正面から忻縣城へ進出し、これと前後して長野部隊は忻口鎮東側高地を抜き滹沱河の上流を渡つて、忻縣城に東側より迫り、猪鹿倉（後藤）各部隊は西側より忻縣城に肉薄し、三面より包圍之を陥れた。福田部隊は躍進又躍進石嶺頭附近を追撃中で今や太原は僅か九里的近きに望み得るに至つた。全線戰場は死屍累々、多數の武器彈薬散亂して敵の死傷は約三萬と推定される。山西東部戰線は壽陽の要地落ち穂滅の形となり、北部又最後の要害とみ我軍を悩ました忻口鎮も遂に陥落し、太原は正に挾撃の運命となり貴河以北に於ける南京政府最後の抗日作戰據點たる山西省内の要點も決定的大打撃を蒙り、山西の大勢已に決し皇威の前に妖雲一掃されんとするに至つた。

三 京漢線方面

京漢線に沿ひ南下せし我が部隊は漳河南岸に地歩を

獲得し彰德方面に攻撃態勢を整へて待機してゐる。三
十一日夕京漢線彰德西方恆河南岸に於て第八十九師に

屬する敵約三千は俄然逆襲し來つたが我軍の神速果敢なる邀撃によつて約四百の死體を遺棄し陥くも南方に潰走した。恆河は川幅八十乃至百メートル隨所に斷崖があつて障礙を呈してゐるが我軍は必要な數橋梁を占領してゐる。

彰德の敵兵力は約五六千裝甲列車を有してゐる。

四 津浦線方面

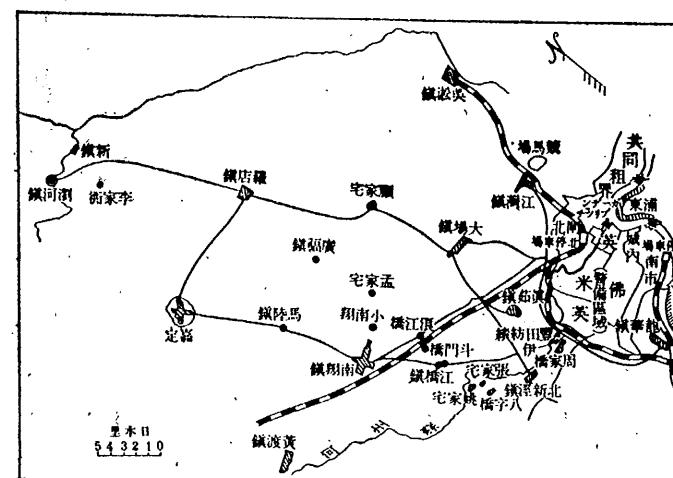
大黃河を望んで破邪の劍を磨しつゝある我が部隊は、線路東側地區の殘敵を掃蕩中で逆襲し来る敵にその都度大打撃を加へてゐるが、二十八日鳳凰店附近の戰闘で末永部隊は韓復榦軍の一部を擊破し、三十日に

は桑園東方約十里寧津にあつた殘敵を擊破し此地を占據した。

大場鎮、江浦鎮をつなぐ堅陣たる支那軍が誇示したビンデンブルグ、ラインを突破した我軍は、陸海空密接なる協同の下に猛撃また猛撃、堅壁を續々と抜き、遂に蘇州河を渡河し今や上海の死命を制するの態勢を占むるに至つた。

租界の外廊に沿うて敗走の支那軍を追撃して居つた各部隊は、三十日略、蘇州河の北岸に出揃つた。朝來河を隔てゝ正面の敵に對し攻撃を開始し陸海空軍も之に協力して大活躍し蘇州河南岸の北新涇鎮其他の敵主要陣地に繰り返し猛爆を加へた。和知、淺間兩部隊は三十日南翔及その東南の江橋鎮の陣地攻撃に猛進し數箇所を抜いたが之と協力すべく進撃中の安達部隊も二十九、三十の兩日に亘り數陣地を占據し、又江橋に向ふ百田部隊は江橋東北の劉家巷部落を取つて

西山附近要圖



直ちに江橋鎮に殺到した。劉家行西方にある重要陣地廣福鎮には尙敵兵が頑張つてゐるので、田代、兩角、倉林、添田の諸部隊は漸次敵を包囲し、今や廣福の主陣地潰滅へ必死の一撃を加へんとしてゐる。
上海戰線の最北端方面に於ても三十日新鎮附近に対する攻撃を開始し、周家橋等の諸村落を占據し劉河鎮に向け壓迫中である。

蘇州河北岸の田上部隊は三十一日南岸の敵陣攻撃を開始し砲工兵と協力して見事渡河に成功南岸の一角に地歩を獲得した。
騎坂部隊の先鋒は一日午前十一時頃より飛行隊の爆撃及砲兵隊主力の砲撃により敵陣を制壓した後、野中工兵部隊の決死的協力の下に正午を期して江橋鎮南方地區に於て敵前渡河を敢行、次で部隊主力も同方面の渡河に成功し頑強の敵を擊退し日章旗を立て、續いて渡河した下枝部隊と共に姚家宅、張家宅の敵陣に突撃之を占據し、逐次敵を南方に壓迫しつゝある。此日



上海戰線に多の訪問

朝來霧雲閉し冷氣肌を刺し前日の雨により道路も泥濘となり空陸諸部隊の行動は極めて困難であつたが、各部隊の士氣は極めて旺盛で勇猛果敢、此等の障礙を克服して輝く成功を収めた。

我が飛行隊は二日早朝より密雲を排し全力を擧げて地上各部隊の攻撃に協力、偵察に連絡に或は敵陣要點の爆撃に多大の効果を挙げた。

之によりて南京への唯一の滬杭甬鐵道はわが砲の射程内に曝されるに至つた。

一方南翔へと西方にひた向な攻撃を續行中の我が部隊は一日未明突進また突進、小南翔、李家宅は我が砲火に潰えて、敵の抵抗線はわづかに「支ふるに過ぎぬ」程度に去勢されてしまった。

南京政府戰闘力の源泉たる上海南市と南京との聯絡遮断は正に時の問題となりつゝある。咽喉に破邪の利劍を擬せられた支那軍は南市との武装強化と列國の日本壓迫陣を巧に結成、日本軍の裏をかくとしてゐる。

既に支那側は南市に三箇師を入れ學生隊、公民訓練による民團軍の動員をなし要所々々に高射砲を装置し縱横にバリケード、地下道を構築しつゝある様である。

南市は佛租界の東南方に接続せる地域で列國の反日南京援助陰謀の源泉であり、國際資本主義の根據地である。租界の發展と共に南市も發展し、所謂浙江財閥の本據となり金融財政は勿論航運其の他あらゆる支那經濟の動力はこゝに集つてゐる。且浙江財閥と南京政權の緊密不可分な關係から南京政權はこゝに死命をかけ同時に政治的軍事的據點をこゝに

集中した。この地點が危険となるや狼狽の極、南市浦東の中立地帶案を叫んで列國に泣訴したとも云はれてゐるが、南市浦東は共に上海戰局の祕密策源地たるを以て、今更之等一局部の中立を提出し第三國の介入による交渉等は我軍の根本方針に照して斷乎一蹴顧だに附する必要なものである。

三日菊花の明治節の佳節に我が全線は日露戰争に於ける旅順攻略戦以來はじめての實彈の皇禮砲を以て敵を制壓し、上海抗日戰鬪力の心臓に最後のとゞめを刺さんとしてゐる。

アラブ戦争の歴史

軍艦 旗開北に躍く

——海軍戦闘の概要—— 其の十一

海軍省海軍軍事普及部

大要次の通りである。

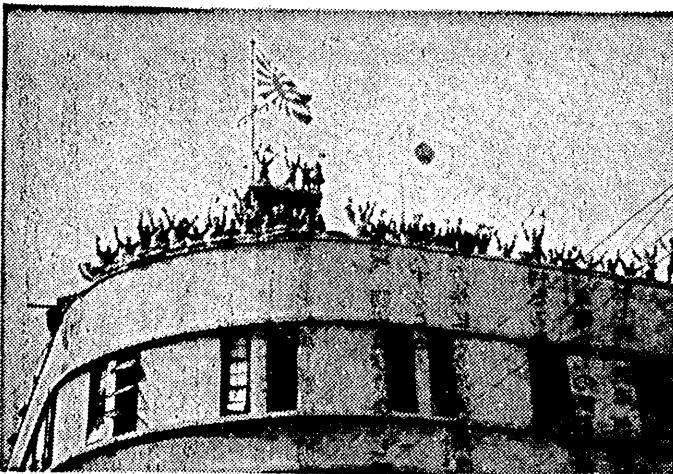
十月二十七日

上海に於ける戦闘開始以來奮戰力攻七十餘日、陸軍一部隊と呼應して進撃した勇猛果敢なる陸戦隊は閩北一帶の殘敵を掃蕩して完全に之を手中に收め、一方航空部隊の大半は陸軍部隊の進出に策應し連日西方嘉定、南翔の敵を攻撃すると共に、蘇州河南岸の敵陣に對し猛烈果敢なる爆擊を加へて居る。又支那沿岸一帯に沉默の活躍を續くる我が艦隊は十月初旬以來の猛烈なる季節風下にありながら士氣益々旺盛で、幾多有形無形の武威を發揮しつゝある。

一 陸戦隊の奮戦

去る二十六日夜半以來敵の頑強なる抵抗を排除して燃撃した我が陸戦隊の閩北掃蕩戦に於ける作戦經過は、

陸軍部隊の總攻撃に策應して閩北方面進出の機を狙つて居つた我が陸戦隊は、二十七日黎明前戰機を捕捉して折柄の月明を利し閩北方面の全線に亘つて猛烈な進撃を開始した。先づ右翼部隊は必死の抵抗を試みる進撃を開始した。先づ右翼部隊は必死の抵抗を試みた居る敵を撃破してボケット地帯一圓の敵の退路を遮断すべく急進し、午前七時前後早くも閩北の西端に達し兩餘の部隊と共に袋地の敵を北方及北東方より蘇州河租界線に向つて壓迫し、二十七日午後六時頃迄には遂に最後の據點に追込まれた殘敵數百名を残して閩北一帯を完全に占據した。又別に一部隊は西方に向つて敵を急追し略同時刻迄に眞如鎮をも占據した。本掃蕩



(てに上屋部木隊(陸)隊戰陸への唱を歲末に据占北閩)

一 逃げ場を失つた敗殘兵は西藏路、北蘇州路河岸にある四行仓库に籠城して居るが、我が陸戦隊は武士道竝に人道上の見地から彼等の生命を奪ふことを欲せず、又同所が東南北方を英國警備区域と和界に包まれてゐる複雑な地理的關係を考慮して穩便に降伏せんことを勧告した。
二 夜間敵機の空襲と呼應し、浦東側から砲撃して來たが直ちに反撃沈黙せしめた。

十月二十八日

一 閩北戦場を整理すると共に範城中の敵兵の監視を續く。
二 陸戦隊司令官は閩北民衆に對して左の通告を發した。

▽布 告

本陸戦隊行動の目的は支那軍隊の虜徴にあり無
辜の良民に對しては何等敵視するものにはあら
ず、依つて一般民衆は本隊の眞意を諒解し安心し
て業務に就くべきである。但し左記行爲又はこれ
に類似の行爲をなすものは嚴重に處罰する。右を
よく遵守し遺憾なきことを切望する。

一、支那軍のため間諜行爲をなすこと
一、電線、鐵道、橋梁等を破壊し或は各種軍事施
設を損傷すること
一、放火、殺人、強盜、窃盜及び故なくして他人
の住宅、店舗に侵入すること
一、流言又はその他の方法により治安を擾亂し人
心を煽動すること
一、その他日本軍に不利なる各種の行爲

三、前夜と同様正午過ぎ浦東側からの砲撃及敵機の
空襲があつたが之を撃退した。我に何等被害な
し。

四行倉庫に籠城中の敵敗殘兵は飲料水等を附近英
守備兵から補給を受けて居るらしく尙頑強なる抵抗を續け居る。

十月三十日

四行倉庫の敵敗殘兵は午前二時頃から武装のまゝ近接せる臨路地帯を租界内に亂入せんと試みたので、これを射撃すると共に陸戦隊は四行倉庫に突入。午前三時二十分これを占領した。これにより閘北内は完全に掃蕩せられ、その治安は陸戦隊により維持せられるに至つた。此の戦闘に於て敵の遺棄死體百名、また租界内に入りたる後英軍に武装解除せられたるもの約四百名である。なほ現場を検するに多數の新鮮なる食糧、バタ、ミルク、パン等を發見し、敗殘兵が籠城中租界内から英國側守備線を通過し多數の物資の供給を受けたと認められる點がある。

十一月一日、二日

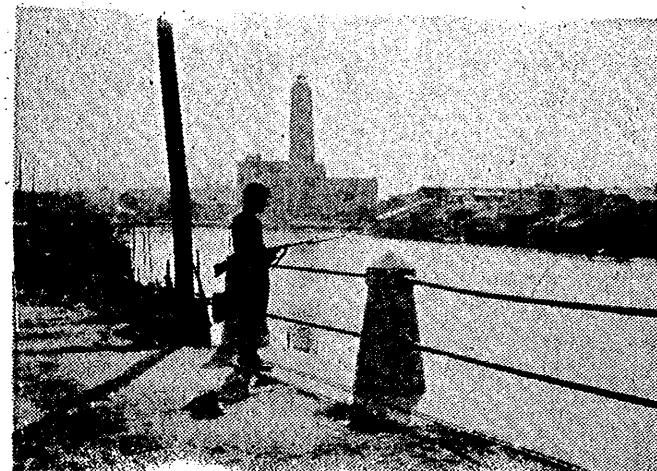
引續き閘北一帯の戦場を整理中であつて特に異状はない。

二 上海一般狀況

十月二十九日頃に於ける上海市の一般狀況は次の通である。

一、虹口、楊樹浦方面は去る二十七日以來砲聲が遙に聞ゆるだけで夜間敵の空襲があつたが何等損害なく、一般に不安も解消し喜色面に溢れ頓に活氣を呈して居る。交通整理の程度、燈火管制、瓦斯の使用禁止等は尚當分の間從來通りで北部及閘北方面は戦場整理等で出入を禁止されて居る。

二、蘇州河以南の共同租界は、一時支那敗走兵の武装解除されたものが租界内に入込むだらうと憂慮されて居たが、各國の守備警戒は嚴重で未だ一兵も侵入した話もなく、唯支那避難民が三々五々租界内に入り込んだが、二十八日には既に平常と異ならず商店全部が營業を繼續して居り、虹桥路及附近越界路方面の外國人は全部租界内に避難し



蘇州河畔の陸軍戰隊哨

三 佛租界の周邊殊に南方支那街に面する一帯は警戒益々嚴重を加へ、避難民多數は租界の外周に聚集して居るが租界内は平常と異ならない。

三 航空部隊の戦闘

て居る。

等を攻撃した。

二 北支方面

津浦線 淮寧徐州間 軍事輸送施設爆破

蘭海線 徐州以東 軍事輸送機関破壊

十月二十九日

本日の主要空襲個所は次の通りである。

上海方面の敵陣地一帯に亘り反覆爆撃

嘉興、蘇州、松江、南翔、大倉、崑山等の敵軍事施設爆撃

十月三十日

海軍航空部隊は前日に引き陸軍主力當面及戰線敵後方要地の敵兵及交通線の攻撃を實施したが其の主要個所は次の通りである。

蘇州 兵營停車場を爆撃

崑山 停車場等を破壊

十月二十七日

連日敵の前線一帯及後方の支那軍據點並に交通線の爆破に從事して居た海軍航空部隊は、陸上部隊の進撃に呼應して二十七日早朝より夕刻に亘つて延機數百數十機を以て浮足立つた敵を全線に亘り猛烈に攻撃し、

潰走する敵を追つて連續爆擊銃撃を加へて之に莫大の損害を與へた。又他の數十機は更に敵戰線の遙か後方軍事要點及軍事交通の要衝を爆撃し敗退集結せんとする敵に對して甚大なる損害を與へた。

十月二十八日

一 上海方面
陸戦に協力し上海、浦東を連續爆撃した外敵の後方據點たる蘇州、嘉興、松江、崑山、常州、無錫

陸軍部隊の渡河戦に協力した。又江上艦艇と協力して、浦東側敵砲兵陣地に對し反覆爆撃を行った。

二 福州空襲 福建省福州は臺灣對岸に面し、從來日本人特に臺灣籍民が多數在住し通商交通上密接なる關係にあるので、特に慎重な態度を持し來つたが本日初めて空襲を敢行した。

十一月一日



軍作換交のトーロフるけ於に地基

一 上海方面 陸軍主力の蘇州河渡河作戦に直接協力して、密雲多き江南の空を敵火を冒しながら蘇州河南岸の敵陣地に對し低空爆撃を敢行すると共に、一部を以て浦東側敵砲兵陣地を爆撃した。

二 北支方面 蘭海線津浦線沿線に進撃して歸德飛行場格納庫を爆破、又泰安兗州間に於て軍用貨車數輛並に鐵路を大破した、蘭海沿線の敵防禦砲火は近來頓に盛となつた。

三 南支方面 午前七時頃虎門上空を過ぎ敵の軍事要地を爆撃した。

十一月二日

海軍航空隊は朝來暗雲を冒して陸軍主力の進撃に協力し敵陣地を爆撃した。南翔附近に於て活動中の敵高角砲、高角機銃陣地五箇所及蘇州驛立に松江、蘇州間の敵軍用ジオング數十を爆破した。

又一部は浦東河、張河口、王茅頭、盛家浜クリーク附近高行鎮の敵陣地を爆撃した。

四 彼我飛行機の損害

上海戦線及其の後方支那軍據點に對する爆撃に從事した我が海軍機の數は、十月二十五日から同二十七日に亘る三日間のみに付て見るも、延機數八〇機に達し、其の投下爆弾數二五六六箇、此の重量一六四噸に達する状況であつて、敵に多大の損害を與へて居る。

此の間我方に於ては十月二十日以後に於て五機を犠牲にして居る。

又敵の航空根據地襲撃に於ては十月末日から過去十

一日間に爆破七機、擊墜二機計九機の敵飛行機を擊破したが之等の行動中に於ては我方の損害は皆無である。

五 航行遮断の效果

全支沿岸の支那船舶航行遮断は晝夜を分たず、風浪と關ひ厳密なる監視を續行して居る我が海上部隊に依つて確實に行はれ、海上より支那への兵器、軍需品の輸送は一部第三國所屬船に依るもののみとなつて居る。

而して外國船舶の出入數も著しく減少して居るが、海關發表による九月中の全支三十五港の外國貿易船舶出入數は事變の直接影響並に海軍の支那船舶沿岸航行遮断により著しき打撃を蒙り、入港船舶數は一、九九六隻九一〇、九二八噸、出港船舶二、一二二隻、九一五、五三〇噸と八月に比し出入港噸數に於て三六・八一%ト、事變前の六月に比し五五・八一%の激減を示してゐる。

最近公布の法令 内閣官房總務課

- 高等官官等俸給令中改正ノ件(十月二十五日公布)
- 文官任用令中改正ノ件(勅令第六百七號)
- 奏任文官特別任用令中改正ノ件(勅令第六百八號)
- 大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級陞敘ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件(勅令第六百九號)
- 企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件(十月二十五日公布)
- 現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ企畫院ノ部長又ハ調査官ニ專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件(勅令第六百九號)
- 企畫院の總裁、次長、部長、總裁秘書官、書記官、調查官、務官、理財官の官等、俸給及任用等に關し規定したものである。即ち總裁は年俸六千五百圓とし、次長の官等俸給は各省次官と、部長の官等俸給は各省局長と同じく、勤任調査官は二等官として年俸は一級四千六百

ものである。即ち總裁は年俸六千五百圓とし、次長の官等俸給は各省次官と、部長の官等俸給は各省局長と同じく、勤任調査官は二等官として年俸は一級四千六百

ものである。即ち總裁は年俸六千五百圓とし、次長の官等俸給は各省次官と、部長の官等俸給は各省局長と同じく、勤任調査官は二等官として年俸は一級四千六百

○海軍服裝制中改正ノ件(勅令第六百四十四號)

○海軍服裝制中改正ノ件(勅令第六百五十五號)

現行海軍士官特務士官准士官服制に於ける長劍は實用上適當ならず、新に陸戰用として軍刀の制を設け、尙之が佩用に關する規定を設くる等所要の改正を行つたものである。

○法規整備委員會官制(勅令第六百六十六號)

司法に關する法規の不備缺陷を部分的に修補して現下社會の實情に即應せしむる爲司法人臣監督の下に法規整備委員會を設け、之に關する調查審議を爲さしむることとしたもので、會長一人及委員四十五人以内を以て組織せられ、尙特別の事項を調查審議する爲必要ある場合は臨時委員を置くことが出来る。會長、委員、臨時委員は司法大臣の委請に依つて關係各處高等官及學識經驗ある者の中から内閣に於て命ずる。尙附屬職員として幹事、書記が置かれてゐる。

○遞信省官制中改正ノ件(勅令第六百七十七號)

○遞信局官制中改正ノ件(勅令第六百八十八號)

○通信官署官制中改正ノ件(勅令第六百十九號)

通信機關の措置擴張、郵便集配施設の缺陷補正、電信電話の擴張及改良に伴ふ維持、航空無線施設其の他の遞信施設整備の爲、遞信省に事務官二人、技師一人、屬二十二

人、技手七人を、遞信局に事務官一人、技師五人、書記百九十五人、技手百八十五人、書記輔百二十七人を、通信官署に事務官五人、技師三人、書記輔百四十九十三人、技手四十八人、書記輔六百二十八人を増員したものである。

○燈臺局官制中改正ノ件(勅令第六百二十號)

燈臺局看守を燈臺局標識技手と改むることゝし、之に必要な改正を加へたものである。

○鐵道部内ノ官吏ニシテ臨時陸海軍特設ノ事務ニ從事シ又ハ戰時若ハ事變ニ際シ鐵道部外ニ於テ臨時鐵道ノ事務ニ從事シタル者ノ補缺及復歸ニ關スル件(勅令第六百二十一號)

鐵道部内の官吏で臨時陸海軍特設の事務に從事し又は戦時若は事變に際して鐵道部外で臨時鐵道の事務に從事する者は之を定員外として、其の補缺を爲すことが出来、尙之に依つて定員外となつた者が鐵道部内に復歸する場合定員充實したときは仍復歸後一年を限つて更に之を定員外とすることが出來ることゝしたものである。

○氣象臺官制中改正ノ件(勅令第六百二十二號)

航空路の延長に伴ふ各航空路に對する氣象觀測施設の充實、軍事氣象事務の充實、寒冷害及颶風對策、高層氣象觀測施設の充實の爲、技師六人、書記三人、技手七人を増員したものである。

露光裏違いにより重複撮影

46

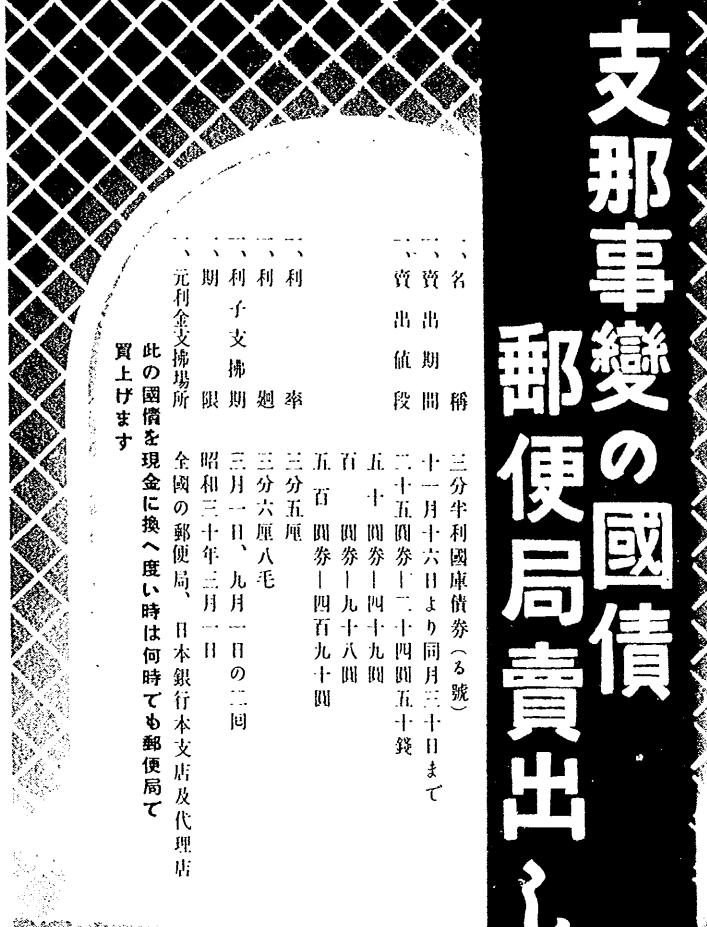
第一回 補

海軍服制中改正ノ件

(上) 第二回 補

海軍服裝令中改正ノ件

(上) 第二回 補



人技士は大へん、運送局に事務官二人、技師五人、書記百五十人、技士百八十人、書記百二十人を、通信官等、事務官五人、技師三、書記四百九十三人、技士四十八人、書記四百三十二人を負担するものである。

燈臺局官制中改正ノ件

(上) 第二回 補

燈臺局官制中改正ノ件

(上) 第二回 補

鐵道部内ノ官吏ニシテ臨時陸海軍特設ノ事務

外ニ於テ臨時鐵道ノ事務ニ從事シタル者ノ

補缺及復歸ニ關スル件

(上) 第二回 補

鐵道部内ノ官吏、臨時陸海軍特設ノ事務ニ從事シ又は鐵

時若テ事務に際して鐵道部外ニ臨時鐵道の事務ニ從事する者は定員外として、其の補缺を爲すことを出来ず

尙ほ依つて定員外となる者は、鐵道部内に復歸する場合定員を實じたるときは仍復歸後一年を限つて更に之を

合定員を實じたるときも同様である。

定員外とすることが出来るこゝとしないものである。

○氣象臺官制中改正ノ件

(上) 第二回 補

鐵道路の延長に伴ふ各駅空路に対する氣象觀測施設の充

實、軍事氣象事務の充實、寒冷害及颶風對策、高層氣象

觀測施設の充實の爲、技師六人、書記三人、技手七十人

を増員したものである。

○利子支拂期

三分六厘八毛

五百圓券一四百九十九圓

三月一日、九月一日の二回

昭和三十年三月一日

全國の郵便局、日本銀行本支店及代理店

此の國債を現金に換へ度い時は何時でも郵便局で

買上げます

輯編部報情閣內

報週

號七十五第

日七十月一十年二十和昭

- 杭州灣奇襲作戦に成功す
(陸軍省新聞班)
- 上海の死刑を制す
(海軍省海軍軍事普及部)
- 今日の行刑
(司法省行刑局)
- 支那事變と日貨排斥の風潮
(外務省情報部)

週報

昭和十二年十月一日第一回付
昭和十二年十月一日本外事局印行

本書の大字は國定規格筋別

集募賞懸曲作曲進行國愛

内閣情報部に於ては今回行はれる國民精神總動員を機として國民が永遠に愛唱すべき國民歌を作ることとされ、先に歌詞を募集したが、今回其の一等當選者に對し次の規定に依つて、汎く帝國國民より其の作曲を募集することとなつた。

（一）作曲募集規定

（ア）我國民が汎く老幼男女問はず和唱することを得且行進に適する曲調にして美しく明るく力強く作品であること。

（シ）曲は齊唱用とし、伴奏は附せざるもの差支なし。尚前奏及後奏を附すことは自由とす。

（ツ）樂譜は必ず五線譜を用ふること。

（エ）歌詞は一等當選歌詞を用ふること。

（オ）（状詞内容は本文記事にて）右の歌詞の中作曲の都合にて各節の最後の行（例へば、希望は躍る大八洲の如し）を繰返すも差支なし。

（ハ）（略切及審査發表）
（甲）新開、週報、ラヂオ等に依り最高位當選の樂曲及入賞、佳作の作曲者氏名を發表す。

（イ）表彰（乙）獎理大臣賞
（丙）二等一名同として
（丁）三等一名同

銀牌及賞金五百圓
銅牌及賞金一百圓

右の外佳作若干に對し内閣情報部より賞状を頒與す。

（一）（内閣情報部に於ける）入選及佳作の作曲の著作権は一切内閣情報部に歸屬す。

（二）（内閣情報部に於ける）應募作曲原稿は返戻せず。

（三）（内閣情報部に於ける）應募作曲原稿は半紙大以上とす。又封筒及作曲原稿には必ず現住所及氏名明記のこと。

（四）（内閣情報部に於ける）入選及び佳作の作曲の著作権は一等内閣情報部に歸屬す。

（五）（内閣情報部に於ける）入選及び佳作の作曲の著作権は一等内閣情報部に歸屬す。

（六）（内閣情報部に於ける）應募作曲原稿は半紙大以上とす。又封

筒及作曲原稿には必ず現住所及氏名明記のこと。

（七）（内閣情報部に於ける）審査員左の如し。

（八）（内閣情報部に於ける）右規定の外一切着問に應ぜず。

（九）（内閣情報部に於ける）（内閣情報部に於ける）

（内閣情報部に於ける）

所达申	價定
内閣印刷局發行課	一部（前金）一圓四十錢 （後は三箇四十錢）
電話九ノ内二九〇一九 （外國郵便に依る地）	一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
東京市麹町區永田町 陸軍軍樂隊長 関田國一 海軍軍樂隊長 内藤清五 橋本國彦 堀内敬三 信時山田小松耕輔秀廣 近衛耕輔秀廣	全国各地官報販賣所
東都書籍株式會社 東京市麹町區靜保町二 （外國郵便に依る地）	最寄書店・驛賣店

週報

報